

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人誠之舎（以下「この法人」という。）の定款第 14 条及び第 28 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 11 条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 常勤役員には、毎年 6 月及び 12 月に役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じて退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額は別表第 1「役員の報酬月額」のとおりとする。

- 2 常勤役員に対する役員賞与は別表 2「常勤役員賞与」のとおりとし、理事長は、理事会の承認を得て、その額の範囲内で支給するものとする。
- 3 常勤役員に対する退職手当は、別表 3「常勤役員退職手当の算出要領」に定める算式により算出される額とする。
- 4 退職金は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

費用は合理的範囲内の実費を支払う。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、令和1年6月10日から改正施行する。

別表第1 常勤役員の報酬月額

常勤役員	40万円までの範囲内
------	------------

別表第2 常勤役員賞与

基準日在職の常勤役員の報酬月額×1ヶ月以内

別表第3 常勤役員退職手当の算出要領

報酬月額×在職月数×0.2以内
